

防整施第6940号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

価格に市場性のない機器製造等を含む工事の建設工事請負契約書の特約条項について（通知）

標記について、価格に市場性のない機器製造等を含む工事の契約及び履行の適正化に係る改善施策について（防整技第7184号。28.3.31）の別紙第2項第1号①に基づき別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本特約条項は価格に市場性のない機器製造等を含む工事のうち、企業から提出される原価計算方式による見積書に記載されている工数等を基に積算価格を算出する工事についてのみ適用するものであることに十分留意されたい。

また、価格に市場性のない機器製造等を含む工事の建設工事請負契約書の特約条項について（防整施第15611号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

発注者及び受注者は、資料の信頼性確保に関し、建設工事請負契約書に次の内容の特約条項を定める。

(原価資料の提出)

第1条 受注者（当該契約に基づく機器の製作又は役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合にあつては、当該第三者を含む。以下本特約条項において同じ。）は、契約締結後速やかに、請負代金に対応した機器の製作又は役務に関する原価資料を発注者に提出するものとする。

(関係資料等の保存)

第2条 受注者は、機器の製作又は役務の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書に相当する帳票類（電子データを含む。）を、当該契約に係る事業場を単位として、請負代金の支払が完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払は前年度に支払があったものとみなす。）の翌年度の4月1日から起算して1年間保存するものとする。

(調査の受入)

第3条 受注者は、発注者が必要と認めた調査（実際原価を確認するために帳票類等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認する調査をいう。）について、あらかじめ発注者から通知を受けた場合には、これに協力するものとする。

(虚偽の資料提出に対する違約金)

第4条 受注者は、次のいずれかに該当する資料において、虚偽の資料を提出又は提示したことを発注者がこの契約の履行中及び履行後に第3条の調査により確認したときは、請負代金と受注者が契約履行のために適正に支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額との差額と同一額を違約金として発注者に支払わなければならない。

- (1) 第1条の規定に基づき提出した原価資料
- (2) 発注者が受注者の実際原価を確認する際に、甲に提出又は提示した資料

2 前項の違約金の支払は、損害賠償義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。